



社会福祉法人宮原ハーモニー
あい音保育園

やさしい未来を育てよう。

令和 6 年度 園のしおり
(重要事項説明書①)



もくじ

- 1・・やさしい未来を育てよう
- 2・・法人理念・ビジョン・ミッション・バリュー
- 3・・ロゴマークについて
- 4・・施設運営者、事業の目的、施設概要
- 5・・職員体制、園舎図
- 6・・施設・設備の概要、利用定員
- 7・・あい音保育園 周辺地図(散歩マップ)
- 8、9、10・・提供する保育・教育の内容、開所日・開所時間
　災害時等における臨時休園
- 11・・利用の開始及び終了に関する事項、保育時間
- 12・・保育料等
- 13・・保育料以外の集金
- 14・・虫よけスプレー資料
- 15、16、17・・enpay 資料
- 18、19・・子どもの権利条約に基づいた保育
- 20・・虐待の防止のための措置に関する事項
- 21・・保育の方法 子どもの主体性を育む保育(異年齢保育、チーム保育)
- 22・・選択制の保育、みんなでつくる行事
- 23、24・・その他の保育の特色
(ハッピーにこにこタイム、わくわくアート、体操教室、公園遊び、外遊び、ICTの活用、性差への配慮)
- 25・・働き方改革の対応
- 26・・年間行事・活動
- 27、28・・保育園の1日～デイリープログラム～
- 29・・園生活で必要な物(衣服に関するお願い、その他、園で着用を控えていただくもの)
- 30・・健康な足の発達の為に
- 31、32・・持ち物に関するお願い、持ち物の明記のお願い、貸し出したもの、ヘアアクセサリー等、自立に向けて(幼児クラスから就学に向けて)、その他、衣服が汚れた場合
- 33・・準備物一覧
- 34、35・・はな、ほし、つき 持ち物一覧
- 36、37・・にじ、そら、たいよう 持ち物一覧
- 38・・ハッピーにこにこタイム・体操教室準備物について
- 39・・午睡
- 40、41・・ベッドカバー、マットカバー
- 42・・入園に際して、翌年度の4月に入園を希望される方
　年度途中での入園を希望される方、慣れ保育(慣らし保育)
- 43・・登降園について(登園)
- 44・・降園 迎え時間・送迎者の登録、送迎時のお願い 保健関係、送迎時のお願い 自転車の方
- 45、46・・、送迎時のお願い 車の方
- 47・・送迎時のお願い その他(防犯・危機管理関係)
- 48、49、50、51・・自転車の資料



52、53・・ご家庭との連携(緊急連絡、休園日の電話連絡、電話応対、連絡帳) 発育測定結果、園からお配りするもの、園からのお知らせ等、必要手続き 保育参加、子どもを共に育てるパートナーとして

54、55、56、57、58・・ウェルキッズ 資料

59・・大切なお願い

60・・園からのお願い・お知らせ

61・・園で利用している各種サービス等

62・・法人ホームページ、SNS

63・・情報公開

64・・苦情解決システム

65、66、67・・個人情報保護方針、個人情報の利用目的

やさしい未来を育てよう。

社会福祉法人 宮原ハーモニー

10年後。20年後。この子たちは、
どんな大人になっているんだろう。
毎日子どもたちを見つめながら、
わたし達はそんなことを考えています。

自分の意思を持ち、自ら未来を切り拓ける。
人を思いやり、支えることができる。
世の中に、そんな人を増やしたい。

だからこそわたし達は
ひとりの個性を伸ばしながら、
みんなで育ち合える保育で、
人が人を思いやれる
「やさしい未来」を育てていきます。

法人理念 やさしい未来を育てよう

ビジョン(目指している未来)

自分もしあわせ。

みんなもしあわせ。

やさしい社会をつくる。

ミッション(ビジョンを実現するために私たちが行うこと)

子どもの目線をいちばんに考えた保育で、

自分を信じる力や思いやりの心を育てる。

バリュー(私たちの価値観)

将来しあわせに生きるために、

「自分らしさ」と「関わる力」を育む場所

※社会福祉法人宮原ハーモニーでは私たちが目指す社会や園運営の方針、子どもたちへの思いを
「法人理念」「保育理念」「保育方針」「保育目標」としていましたが
2021年4月から「ビジョン」「ミッション」「バリュー」に変更いたしました。

社会福祉法人宮原ハーモニーはこのたび法人設立 20 周年を記念して

ロゴマークをリニューアルしました。

デザインのコンセプトは法人理念である

「やさしい未来を育てよう」です。

マークの上の部分はやさしい未来の創り手となる個性豊かな子どもたち。

その子どもたちを支えている私たちはグラデーションと重なりで

調和(ハーモニー)を表しています。

子どもたち一人ひとりの育ちを支えたい

見守りたい、そしてやさしい未来をつくりたい

私たちの願いをマークに込めています。

やさしい未来を育てるために法人運営、各園の運営に努めて参りますので

今後ともご支援・ご協力をよろしくお願ひいたします



社会福祉法人
宮原ハーモニー

【施設運営者】

名称	社会福祉法人宮原ハーモニー
代表者氏名	理事長 島村 和宏
設立認可	平成 13 年 2 月 26 日
本部所在地	さいたま市北区宮原町 2-39-16
本部電話番号	TEL 048-667-8655 (問い合わせ先 048-783-2480 えがお三橋保育園内)
ホームページ	http://www.m-harmony.or.jp
定款の目的に定めた事業	第 2 種社会福祉事業 (保育所の経営、地域子育て支援事業の経営 放課後児童健全育成事業の経営)
運営施設	認可保育所(ハーモニー保育園、えがお保育園、あい音保育園) 子育て支援センター(えがお保育園併設) 学童保育スマイルクラブ
役員構成	理事： 島村和宏(理事長) 島村よう子 石倉正仁 星野優美子 丸山和彦 加藤合 監事： 遠藤昭一 笠原栄希 評議員：関口雄祐 川鍋和枝 大野智子 鈴木健史 高橋貴志 高田綾 中込恭平

【事業の目的等】

- ・児童福祉法の精神に基づき保育を必要とする乳幼児及び幼児を日々受け入れ、
保育事業を行うことを目的とする。
- ・事業実施にあたっては「さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
「さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」
その他関係法令・通知等を遵守する。

【施設概要】

施設の種類	保育所
名称	あい音保育園
開所年月日	平成 28 年 4 月 1 日
所在地	さいたま市北区宮原町 4-3-9
連絡先	TEL 048-729-5831 FAX 048-729-5851
施設長氏名	園長 加藤 藍
入所定員・対象年齢	90 名(生後 6 か月～就学前まで) 2 号認定こども(3 歳以上)50 人 3 号認定こども(満 1 歳以上)32 人 (満 1 歳未満)8 人
交通	JR 高崎線 宮原駅から徒歩 5 分
嘱託医	小児科 有隣医院 翁伯東 医師 歯科 みずき歯科クリニック 加藤合 歯科医師
第三者委員	細萱 大祐 ・ 笠原 栄希
給食	自園調理(昼食・おやつ)・完全給食
送迎	送迎用駐車場、駐輪スペース 有

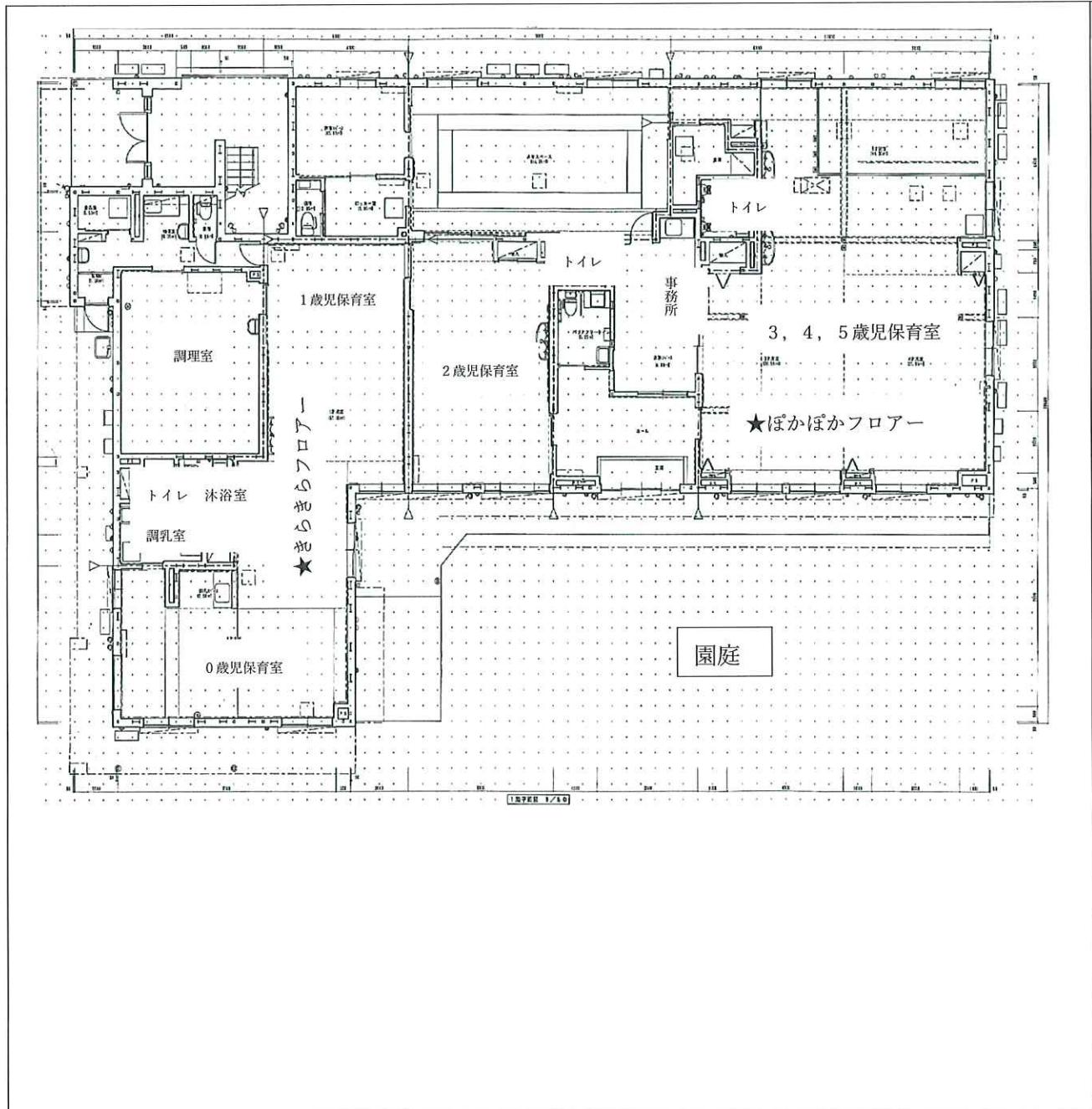
【職員体制】

職員数：27名(令和6年4月1日見込)

園長 1名、事務長1名、主任保育士 1名、保育士17名(正規 12名、パート 5名)、看護師 1名
栄養士 3名(正規 3名)、保育アシスタント 1名、調理員 1名、学生アルバイト 2名

- ・開所時間内には、必ず複数の職員を配置しています。
- ・ローテーションにより、各保育士の勤務日数及び勤務時間帯は異なります。

【園舎図】



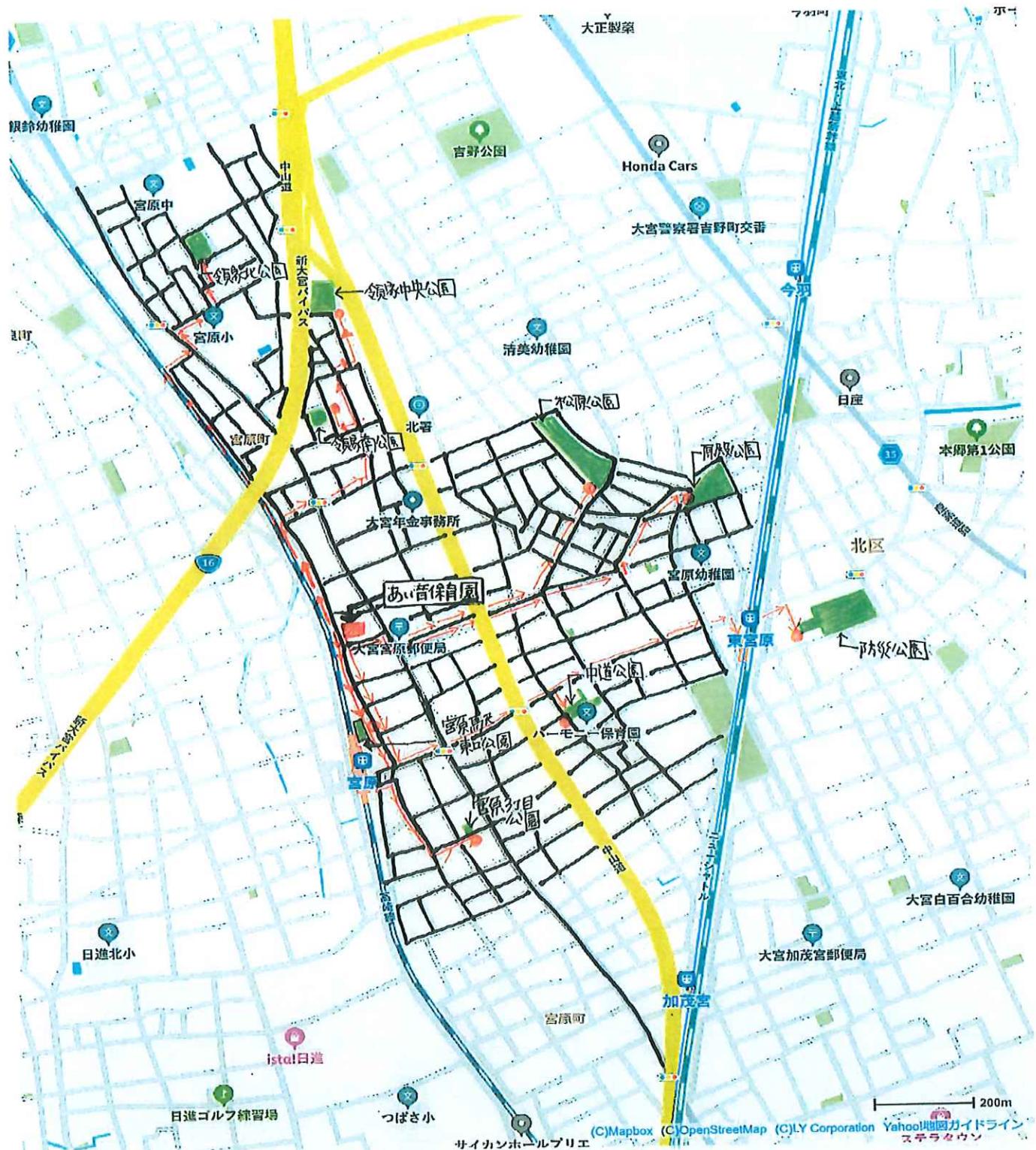
【施設・設備の概要】

構造	鉄骨造陸屋根3階建
敷地全体面積	974.61 m ²
屋外遊技場面積(園庭)	100.49 m ²
建築面積	435.86 m ²
延床面積	1313.78 m ²
保育室等	<ul style="list-style-type: none"> • 0歳児, 1歳児保育室 (きらきら) • 2歳児保育室 • 3,4,5歳児保育室 (ぽかぽか)
保育室等以外	<ul style="list-style-type: none"> • 調理室 • 事務室 • 医務室 • 職員室 • 調乳室 • 沐浴室 • 便所(大便器 10 据)
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 冷暖房完備 • 床暖房

【利用定員】

クラス編成(定員 90名) ※令和6年4月1日見込み							
歳児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
クラス名	はな	ほし	つき	にじ	そら	たいよう	
定員	8名	16名	16名	16名	17名	17名	90名
受入 最大人数	8名	16名	17名	17名	17名	17名	92名

あい音保育園 周辺地図(散歩マップ)



【提供する保育・教育の内容】

児童福祉法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

【開所日・開所時間】

開所日：月曜日から土曜日

休所日：日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日まで

開所時間：月曜日～金曜日 7：15～19：15

土曜日 7：00～18：00

※5月の連休の前後、お盆の時期の前後、9月の連休前後、年末年始は食材の発注数の確認の為アンケートをとる場合があります。ご協力よろしくお願いします。

【土曜日共同保育実施について】

土曜日共同保育とは、認可保育園において土曜日の利用者が少ない場合、近隣の認可保育施設等が連携し1か所の保育施設等で共同保育を実施することにより、保育士等の勤務環境改善等を図ることを目的とするものです。実施内容については、以下の通りです。

1. 【実施開始】

令和5年4月1日～

2. 【実施施設・依頼施設】

実施施設	あい音保育園		
所在地	さいたま市北区宮原町 4-3-9	連絡先	048-729-5831
開所時間	7時00分～18時00分		
依頼施設	ハーモニー保育園		

3. 【利用できる園児】

あい音保育園、ハーモニー保育園の在園児

4. 【職員体制】

あい音保育園の職員複数名（2名以上）、ハーモニー保育園の職員（1名以上）を配置

5. 【留意事項】

①給食提供については、実施園（自園調理給食）より提供し、献立表に明記する。

アレルギー児等の配慮は2園間で情報を共有する。

②保育の提供中または送迎中に発生した事故については、原則として利用する子どもが在籍する保育所において責任を負う。「ほいくのほけん」加入

【災害時等における臨時休園等について】

市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（以下、「保育所等」という。）において、新型インフルエンザ等の感染症まん延時や台風・豪雨等の自然災害発生時（以下、「災害時等」という。）など平常時の保育を維持できない状態となった場合に、子ども、保護者、保育従事者の安全を守るため、保育所の開所や臨時休園等で対応する内容については、以下のとおりです。

【感染症等の対策について】

- 1 緊急事態宣言、緊急事態措置に基づいて、市内の感染状況等を勘案しながら、市が登園自粛や臨時休園の要請を行います。
- 2 感染症に罹患した園児、職員、保護者が生じた場合は、個別に市が登園自粛や臨時休園の要請を行います。
- 3 登園自粛要請の場合は、家庭での保育が可能であれば登園を控えてください。
ただし、勤務等の都合により保育を必要とする方の登園を妨げるものではありません。
- 4 市内での感染が拡大し、又は園児、職員、保護者の罹患により臨時休園となった場合は、
応急保育(職種等を限定した縮小保育)とします。

【自然災害(風水害)の対策について】

- 1 発災時は、子ども、保護者、保育従事者等の人命第一に対応します。
- 2 風水害の発生により、さいたま市が「警戒レベル3(高齢者等の避難準備)以上」の発令を行った場合は、臨時休園等を行います。
- 3 午前6時時点、又は午前6時から開園時刻までに、「警戒レベル3以上」が発令された場合は
臨時休園とします。午前10時時点で発令状況、安全を確認し、午後からの開園について判断します。
- 4 開園中に「警戒レベル3以上」が発令された場合は、「宮原小学校」に避難します。
ただし園内が安全と判断した場合は園内で待機します。
- 5 避難した場合には、保護者へ「状況の連絡」を行います。連絡を受けた保護者は
「安全を確保しつつ、できる限り速やかにお迎え」をしてください。
- 6 鉄道等の計画運休が発表された際には職員体制を確認し、十分な保育体制が確保できないと判断した場合は、
計画運休に該当する公共交通機関を利用する保護者を中心に、自宅での保育が可能であれば登園自粛のお願い
を行うことがあります。
- 7 上記2の発令によらず、あい音保育園において安全の確保が困難と判断した場合には、
同様に臨時休園や園児の避難を行い、保護者へ連絡を行うことがあります。

【参考】

『警戒レベル、住民がとるべき行動について』

警戒 レベル	状況	避難情報等	住民がとるべき行動
5	災害発生又は 切迫	緊急安全確保	命の危険があります。直ちに安全確保して下さい。 例) 緊急安全確保
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~			
4	災害の おそれ高い	避難指示	危険な場所から全員避難してください。 例) 立退き避難又は屋内安全確保
3	災害の おそれあり	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難してください。 例) 高齢者及び障害のある人等、及び支援者の避難
2	気象状況悪化	大雨・洪水注意報など (気象庁が発表)	自らの避難行動を確認してください。 例) ハザードマップ等により災害リスクを確認
1	今後気象状況悪化 のおそれ	早期注意情報 (気象庁が発表)	災害への心構えを高めてください。 例) 防災気象情報等の最新情報に注意する

出典：さいたま市ホームページ

「警戒レベル3」は、発令前は危険を感じないことが多いようです。

しかし、災害時に亡くなった方の約半数が「警戒レベル4」の時という専門家の話もあり、「警戒レベル4」から避難を開始したのでは間に合わない為、「警戒レベル3」から避難をします。

#### 【園からの連絡の方法】

ウェルキッズの一斉メールで連絡をします。

#### 【災害後の保育再開について】

浸水や断水・停電、園舎の損壊、木々や地域の建物の倒壊等起きた場合は、安全が確保できないため、復旧するまで保育中止とします。災害後は、下記の項目の安全が確認できてから保育を再開します。

- ①施設の安全の確保
- ②施設周辺の安全の確保
- ③ライフラインの状況（電気、水道、ガス、通信、交通、等）
- ④職員体制の確保
- ⑤給食の提供（一時的に弁当持参の可能性があります。）

#### 【その他】

当園では子育て中の保育士が多いため、幼稚園・小学校が休校となった場合、保育に従事できる職員が少なくなります。学校等が休校になった時などは、ご家庭での保育に、極力ご協力ください。特に産休中・育休中・求職中・休職中・仕事が休み・ご自宅での仕事が可能な場合は、ご協力を宜しくお願い致します。

「警戒レベル2」以下で出勤される場合は、帰宅できなくなる可能性（ご自身が帰宅困難者になる可能性）を考慮しつつ、早めのご帰宅をご検討ください。

## 【利用の開始及び終了に関する事項等】

### 〈入園に関する手続きについて〉

入園時には別紙の書類を提出してください。

### 〈退園に関する手続き〉

退園される方は、分かり次第担任等へお知らせください。退園届けに必要事項を記入し事務所・支援課までご提出ください。

### 〈転園、休園に関する手続き〉

転園、または休園を希望される場合は、決まり次第速やかに担任等へお知らせください。

転園届けに必要事項を記入し事務所・支援課までご提出ください。

### 〈教育・保育の提供の終了について〉

当園は以下に掲げる場合に教育・保育の提供を終了します。

- 1.園児が小学校へ就学したとき
- 2.子ども・子育て支援法における支給認定の要件に該当しなくなったとき
- 3.その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

## 【保育時間】

### 〈保育標準時間認定〉

7:15～18:15 の範囲内で保育を必要とする時間

(やむを得ない理由により保育が必要な場合は、月曜日から金曜日は 18:16～19:15 の範囲内で延長保育を提供する。)

### 〈保育短時間認定〉

8:45～16:45 の範囲内で保育を必要とする時間

(やむを得ない理由により保育が必要な場合は、月曜日から金曜日は 7:15～8:44 まで又は 16:46～19:15 の範囲内で延長保育を提供する。)(土曜日は 7:00～8:45 まで又は 16:46～18:00 の範囲内で延長保育を提供する。)

## 【保育料等】

保育料：支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料を支払ってください。

延長保育料(保育短時間認定)

7：15～8：44の間及び16：46～18：15の間 30分250円

延長保育料(保育標準時間認定、短時間認定共通)※18:16以降の延長保育の時間は「おやつ」を提供します。

18：16～19：15の間 60分500円(1回)

定期利用者 60分延長1か月 4,000円

※定期利用を希望する方は「延長保育利用申請書」を提出してください。

(定期利用で申し込まれている方は利用回数に関係なく定額料金を請求いたします。)

※当日急な利用を希望する場合は必ず連絡をお願いします。

※はなぐみ(0歳児クラス)は1歳を過ぎるまでは利用できません。

延長保育料金表(スポット利用)					
	月曜日～金曜日			土曜日	
	標準時間認定	短時間認定		標準時間認定	短時間認定
7:15～7:45	通常保育料	延長保育料 250円	7:00～7:30	通常保育料	延長保育料 250円
7:46～8:15	通常保育料	延長保育料 250円	7:31～8:00	通常保育料	延長保育料 250円
8:16～8:44	通常保育料	延長保育料 250円	8:01～8:30	通常保育料	延長保育料 250円
8:45～16:45	通常保育料	通常保育料	8:31～8:44	通常保育料	延長保育料 125円
16:46～17:15	通常保育料	延長保育料 250円	8:45～16:45	通常保育料	通常保育料
17:16～17:45	通常保育料	延長保育料 250円	16:46～17:15	通常保育料	延長保育料 250円
17:46～18:15	通常保育料	延長保育料 250円	17:16～17:45	通常保育料	延長保育料 250円
18:16～19:15	延長保育料 500円(1回)	延長保育料 500円(1回)	17:46～18:00	通常保育料	延長保育料 125円

**【保育料以外の集金】** ※金額は令和6年3月1日現在のものです。販売価格の変更により値段が変更となる場合があります。

園からの集金一覧							
内容	はな	ほし	つき	にじ	そら	たいよう	
延長保育料 ※金額は別頁をご覧ください。 費用が発生している場合、月ごとに利用明細を配布します。	対象者のみ ※但し、はなぐみは満1歳までは利用不可						
給食費 1か月 7,000円(にじ・そら・たいよう) (主食費2,500円 副食費4,500円)				○	○	○	
カラー帽子(たれつき、クラスカラーのもの) 1,080円 ※入園時に購入。進級時もそのまま使用可	○	○	○	○	○	○	
ベッドカバー(はな・ほし) 1枚 1,650円 ※希望者のみ	(○)	(○)					
マットカバー(つき・にじ・そら・たいよう) 1枚 1,650円 ※希望者のみ			(○)	(○)	(○)	(○)	
園児保険代(スポーツ振興センター負担分) 1年280円	○	○	○	○	○	○	
バス遠足参加費 1回 1,000円(たいよう)参加者のみ							○
行事・プレゼント代 1,200円	○	○	○	○	○	○	
保育参加時昼食代 1食275円	該当者のみ						

**【集金の注意事項】**

※給食費は登園日数、給食の提供回数問わず定額払いとなります。  
(出席〇日の場合、集金はありません。)

**【支払方法】**

支払いは毎月enpay（エンペイ）で行います。



お肌の虫よけ

# プレシャワーDF ミスト

ミストタイプのお肌にやさしい虫よけ

小さなお子様から使える虫よけスプレーに  
かわいらしさデザインが加わりました！

製品詳細

関連製品

CM情報

## ラインナップ



お肌の虫よけ プレシャー[®]DF ミスト 無香料  
200mL



お肌の虫よけ プレシャー[®]DF ミスト 無香料  
80mL

## 製品詳細

### 動画でわかる お肌の虫よけ プレシャワーDF ミスト



#### ☑ 有効成分「イカリシン」配合

蚊やマダニなどに優れた虫よけ効果を発揮。  
お子様への使用制限・回数制限がないので、小さなお子様から安心して  
使用できます。何回でも塗り直しOK。  
衣類にやさしい虫よけ成分なので、服の上からも使えます。

#### ☑ 虫よけ特有のニオイがない

ニオイを気にせず、しっかり使えます。  
虫よけを嫌がるお子様にもおすすめです。



#### ☑ お肌にやさしい虫よけ

ヒアルロン酸Naを配合し、海洋深層水を使用。  
無香料、保存料無添加の低刺激処方です。

#### ☑ 選べる2サイズ

持ち運びにも便利なコンパクトサイズと、たっぷり使える大容量サイズ  
があります。

コンパクトサイズ  
80mL

大容量サイズ  
200mL

#### ☑ 逆さまにしても使える

虫よけを塗りにくい足元や背中にも簡単にスプレーできます。

機能

蚊成虫、ブユ（ブヨ）、マダニ、アブの忌避

有効成分

イカリシン

## 保護者LINEに届く請求メッセージ

メッセージ内容の「詳細を確認」というボタンを押すと、請求明細が確認できます。  
『クレジットカードで支払う』もしくは『コンビニで支払う』というボタンを押して支払います。

このようにLINEで  
メッセージが届く



兄弟の場合は、このように上下に  
分かれて明細を確認できます。

confidential

# 支払いの流れ(クレジットカード)、支払い完了通知

confidential

保護者がクレジットカードで支払う実際の画面です。

## ① クレジットカード情報入力画面

クレジットカード払い  
支払い金額 4,500 円

カード番号  
カード番号を入力してください。  
カード名義 (例: TARO YAMADA)  
カード名義を入力してください。  
有効期限  
MM 月 YY 年  
セキュリティーコード  
?

支払いをする

## ② 支払い完了通知画面



クレジットの場合はすべてのカード会社が利用でき、初回のみカード情報の入力が必要です。  
2回目以降は自動で情報が入力されます。

# 支払いの流れ(コンビニエンスストア)

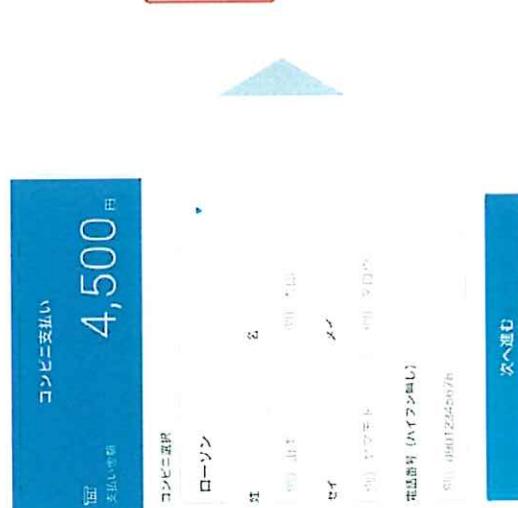
confidential

保護者がコンビニエンスストアで支払う流れをご紹介します。

## ① コンビニエンスストア 支払い情報入力画面



## ② コンビニエンスストア支払い情報見本 (メール、バーコード)



## ③ コンビニエンスストア 支払い証明書と領収書



「コンビニ支払いの場合は、  
必要事項をご入力いただくと、  
コンビニの専用端末にご入力い  
ただくために必要な情報（お客様  
様番号や確認番号など）が付与  
されます。

コンビニエンスストア  
はLoppiなど)に情報を取り扱う場合  
印刷されるバーコードをレジにお持ち  
いただき、現金でお支払いします。



# 子どもの権利条約に基づいた保育

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発行しました。

日本は1994年に批准しました。

(世界191か国で採択されていて、採択していない国はアメリカとソマリアのみです。)

## 「子どもの権利条約」子どもの権利は大きく分けて4つ



生きる権利

すべての子どもの命が守られる  
こと



育つ権利

もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること



守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

## 「子どもの権利条約」一般原則

### ・生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長すること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

### ・子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

### ・子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

### ・差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

国連子どもの権利委員会は2019年1月16日と17日に子どもの権利条約の日本の実施状況に関する審査を行い、2月7日に総括所見を公表しました。今回の審査は日本が1994年に締約国となって以来、1998年、2004年、2010年に続き4回目の審査でした。

総括所見では条約に基づき日本がとるべき措置について、多岐にわたる勧告を列挙しました。とりわけ緊急措置をとるべき分野として、差別の禁止、子どもの意見の尊重、体罰に関する課題等をあげています。

子どもの意見の尊重について、委員会からは、自己に関わるあらゆる事柄について自由に意見を表明する子どもの権利が尊重されていないことを依然として深刻に懸念していて、年齢制限を設けることなく、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に意見を表明する権利を保障し、かつ、子どもの意見が正当に重視されることを確保するよう勧告しています。

体罰については、委員会は学校における体罰が法律で禁じられていることに留意しながらも

- ・学校における禁止が効果的に実施されていないこと
  - ・家庭及び代替的養育の現場における体罰が法律で全面的に禁じられていないこと
- 等を深刻に懸念しています。

その他、教育についてはストレスの多い学校環境(過度に競争的なシステムを含む)から子どもを解放するための措置を強化するように勧告しています。

当園では子どもの権利条約及び子どもの権利委員会の所見を踏まえて

子どもたちへ体罰を行わないことは当然のこととして

- ・子どもを大人同様ひとりの人間として尊重する
- ・子どもたちの意見を聴く、尊重する、対話をする
- ・過度に競争的なものは取り入れない
- ・子どもたちを平等に愛し大切にする
- ・子どもにとって最もよいこと(子どもの最善の利益)を行う

以上の点を原則として保育を行います。

〈参考〉

公益財団法人 日本ユニセフ協会 子どもの権利条約  
子どもの権利委員会 総括所見 日本(第4回～5回)

# 虐待の防止のための措置に関する事項

## 〈職員〉

- ・設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- ・児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために  
職員マニュアルを策定し、マニュアルをもとに新規採用者研修、園内研修を実施しています。

## ※児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

第9条の2「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」

## 〈保護者・地域〉

### (発生予防)

- ・職員と保護者との交流を通じ、育児への不安や悩みに対し支援を行い、育児の負担を軽減できるように努めます。
- ・保育の専門家として子育ての悩みについて助言・援助を行います。

### (早期発見)

- ・前兆を見逃さないよう、子どもや家庭の様子に注意を払います。
- ・児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め  
児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。

### (虐待が発生している家庭への援助)

- ・関係機関との連携を図り、担当者のみでなくチームで支援を行います。

★当園が加盟している「さいたま市私立保育園協会」では  
「叩かない子育て」を推奨しています。

参考：「体罰等によらない子育てのために」 厚生労働省  
「叩かない子育て」推奨パンフレット さいたま市私立保育園協会  
保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン こども家庭庁

# 保育の方法

## 子どもの主体性を育む保育



### 異年齢保育～日々兄弟姉妹のように～

(はな・ほし 異年齢、つき 緩やかな異年齢、にじ・そら・たいよう 異年齢)

あい音保育園では0～1才、3～5才を中心とした全年齢による異年齢保育を行います。

乳幼児期から様々な人と関わる機会は子どもの育ちをより豊かなものにします。

一例として

- ・思いやりの気持ち、援助の気持ち、寛容さが育つ
- ・年下の子どもにとって近くにいる年上の子どもの存在は真似をする対象となり刺激を受ける
- ・年上の子にとっては年下の子の手本になることで自信をつけたり教えてあげることで  
自分の能力を定着させることができますなどが挙げられます。

近年子どもたちの「コミュニケーション能力の低下」や「社会性の育ち」が十分でない事が問題視されていて  
その一因として乳幼児期からの子ども同士の関わりの機会が減っている事が挙げられています。

子ども社会が自然に発生する保育園では子どもたちには兄弟姉妹のように過ごしてもらいながら

「子ども同士が関わる機会」を大切にして「子どもと子どもを繋げたい」と考えています。

※遊びと生活の時間は異年齢での活動が中心となります。

※年明けを目安に進級するクラスでの活動を増やしていきます。(移行・部分移行)

※特別カリキュラム、年長児の就学準備等活動に応じて年齢別活動を取り入れます。

### チーム保育～全職員が全園児を～

当園では「担任」にこだわらない保育を行います。それは子どもたちの園生活が

異年齢を基本としている為、職員は全ての子どもの事を見守る必要があるからです。

チーム保育を行うメリットの一例として

- ・子どもたちが担任の先生以外の先生とも関わることができる
- ・子どもの姿を担任一人の目だけではなく複数の職員の目で見ることで  
たくさんの良いところを見つけてあげられるといった点があげられます。

その他にも職員同士助け合いながら保育を行えることもチーム保育のメリットです。

園では家族のように過ごして欲しいと考えていますので「全職員が全園児を」を合言葉に

「担任・担当制保育」ではなく「担任」にこだわらない「複数職員によるチーム保育」を行います。

※シフト勤務となる為、朝の受け入れ、夕方の申し送りはその時間の担当職員が行います。

※0～2歳クラスまでの連絡帳の記入等も複数職員で行います。※面談は担任が行います。

※職員が数名ずつ交代で担任、担当以外のお子さんと過ごす時間を設けます。(シャッフル保育)

## 選択制の保育～自分で考え、自分で決める～

あい音保育園では保育の中で子ども自ら「選択」できる場面や  
「選択」できる遊びの環境(コーナー保育、ゾーニング保育)を用意します。

コーナー、ゾーニングの保育は

- ・子どもが自ら選択する
- ・子どもが自ら手に取れる事を基本とします。

好きなもので遊び込む事が一番のねらいですが、子どもたちには遊びを通じて  
「自由」と「責任」についても学んで欲しいと考えています。

ここで言う責任とは例えば

- ・遊んでいる他の子どもの自由の邪魔をしない
- ・使った物は次の人気が困らないように元の場所に戻す
- ・決められているルールを守る 等が挙げられます。

その他生活の場面では「ハッピーハイウェイ」を活用して「選択」する機会を用意します。

何でも一斉的にやらせるのではなく、「自分で考え」「自分で決める」

園生活での「選択」の繰り返しが子どもたちの「主体性」を育みます。

## みんなでつくる行事～競争ではなく共創へ～

あい音保育園では、子どもたちの主体性を育む保育を行うため、

園の行事も子どもたちの興味、関心、好きなことをテーマにした「子ども主体」の内容にします。

従来型の一斉的な大人主導の行事は「行事の練習だけで遊びが発展しない」「練習を嫌がる子どもがいる」「うまくできない子は登園したくななくなる」等の問題点が挙げられています。

園の行事は子どもたちのためのものであり、子どもたちが楽しめるものでなければなりません。

「保育士が全て決めて行うのではなく、普段の遊びの延長の表現ができるようにする」「子どもたちが行事に向けて話し合う」といった点を大切にしながら企画、準備、当日の運営も子どもたちと一緒に行います。子どもたちと話し合いながらつくる行事は時間もかかり、大変なことが多いですが子どもたちにとっては貴重な経験となり、何よりの思い出になると思っています。

参考：「子どもを中心に保育の実践を考える～保育所保育指針に基づく保育の質の向上に向けた実践事例集」

## その他の保育の特色

### 特別カリキュラム(外部講師)

#### ハッピーにこにこタイム（ハピにこ）

星野優美子先生による「ハッピーにこにこタイム」では、  
にじぐみからの「おともだちとなかよくなるには」  
また就学に向けての「文字遊び」「数遊び」を取り入れます。  
選択理論心理士、PCM®トレーナーである先生から  
「個性の理解」についてもお話を伺い日々の保育に生かして  
いきます。



講師：星野 優美子先生  
(にじ・そら・たいようぐみ担当)



講師：中山 美枝先生  
(つきぐみ担当)

#### アート活動（にじ・そら・たいよう）

制作コーナー、アートコーナーを用意して  
日常的に制作やアート活動を行えるようにします。  
また月に1度、外部講師によるアート活動を取り入れます。（わくわくアート）  
みんなが同じものを同じように作らなければいけない、やらなければいけないという考えではなく、  
子ども達の「やってみたい」「楽しそう」という気持ちを重視した  
体験型の「アート活動」を大切にしたいと考えています。



講師：中井まこと先生

#### 体操教室（そら・たいよう）

そらぐみからは週に1度体操教室の時間があります。  
※2月からはにじぐみ・そらぐみ  
基本的な運動の指導（マット運動、跳び箱、鉄棒、ボール遊び、縄跳び等）  
を楽しみながら、少し難しいことに挑戦していきます。



講師：まいたいむ 岸澤 正幸先生

## 公園遊び、外遊び

あい音保育園の近くには多くの公園があります。

宮原駅東口公園・宮原三丁目公園・領家中央公園、領家南公園、領家北公園、松原公園、原殿公園  
中道公園 等です。

天気の良い日は積極的に園外散歩に出かけています。

園外散歩のねらいは体力づくりと自然に触れることです。

公園では地域の子どもたちと園の子どもたちが関わる姿も見られます。一昔前には当たり前だった子ども集団での遊びや関わりの広がり。子どもたちが子どもらしく遊ぶ自然な姿を見守りたいと思います。

※園外保育マニュアルにもとづき園外保育を行います。

※災害用の簡易トイレを公園で使用しています。

## ICT の活用

法人契約の「zoom」等を使って、系列園・施設の園児・児童との交流等を予定しています。

感染症対策の考え方から、園行事等をオンラインで行う場合があります。(入園説明会や懇談会等)

また園の見学会や職員研修等もオンラインで行う場合があります。

### ★性差への配慮

乳幼児の性別により、保育活動の内容、遊具の種別、集団などを固定的に分類することは行いません。

固定的なイメージに基づいて子どもの性別などにより対応を変えたり、固定的な意識を植え付けたりすることがないようにします。

一人ひとりの子どもの行動を狭めたり、子どもが差別感を味わったりすることがないよう十分に配慮します。子どもが将来、性差や個人差などにより人を差別したり、偏見を持つことがないよう人権に配慮した保育を心がけます。

# 働き方改革の対応

当法人では、保育士の離職防止、仕事と家庭の両立支援の為「働き方改革」を進めています。

## ①有給消化

義務となった有給 5 日の使用を含めて、有給使用を推奨しています。

その為、担任が不在の日もありますがチーム保育で対応しますのでご了承ください。

## ②残業の削減

各種書類の見直しや行事の準備を見直し、残業の削減に努めています。迎えが平日 19 時過ぎ、土曜日 18 時過ぎると保育士の残業となってしまいますので開所時間内の迎えは厳守をお願いします。

## ③休憩時間の確保

休憩は休憩室でとることを基本としています。休憩中は対応等行えない場合がありますが予めご了承ください。

## ④ノンコンタクトタイム

人員に余裕がある場合は、事務室で作業することを勧めています。

## ⑤子育て中の職員の両立支援

一部のシフト勤務を免除した契約制度を設けています。

その為、特定の時間の勤務をしない職員がおりますので予めご了承ください。

## ⑥電話対応

欠席連絡や遅刻の連絡、迎えの時間の変更はアプリで申請ができるようになっています。

できる限りアプリからの申請のご協力よろしくお願ひります。

## ⑦ICT化

「ウェルキッズ」「チャイルドケアウェブ」を導入し、業務省力を行っています。

各部屋にパソコン・タブレットを設置し、保育中に作業を行う場合があります。

クラスに 1 台、iPod touch かスマートフォン、全職員にスマートフォンを業務用に貸与しています。

※機器を長時間操作する際は声を掛け合い保育への支障が出ないようにしています。

## ⑧LINE WORKS の活用

業務連絡、情報共有、ペーパーレスを目的として LINE WORKS を使用しています。

その為、保育中に携帯電話(スマートフォン)を操作することができますので予めご了承ください。

★さいたま市は保育士不足の影響が全国的に見ても大きい地域です。保育士の離職防止のため、上記のような取り組みを進めていますので保護者の皆様のご理解とご協力よろしくお願ひします。

# 年間行事・活動



「行事に追われて」忙しく1年間が終わるというのはよく聞かれる話です。

しかし本当に大切なのは「日々の保育の充実」でありその延長が充実した行事に繋がると思います。

保育園では「子どもたちが意欲的・自発的に取り組めるもの」という視点を大切にして季節ごとの行事を子どもたちと楽しみたいと思っています。

★園行事は年間行事予定表を参照してください。

## ◇毎月行うもの

【誕生会】誕生日のお祝いを保育園で行います。誕生カードのプレゼントがあります。

【避難訓練】地震・震災・雷・竜巻・Jアラート・不審者侵入に備えフロアーごとに行います。

## ◇発育測定（身長・体重測定を行います）

0.1.2歳児クラス 每月実施 3.4.5歳児クラス 2か月に1度実施

## ◇年齢別カリキュラム

- ・体操（まいといむ 岸沢先生）（対象：そら・たいよう）※2月からにじぐみ参加 毎週金曜日 午前中
- ・ハッピーにこにこタイム（対象：つき・にじ・そら・たいよう）月1回 講師：星野先生・中山先生
- ・わくわくアート（対象：にじ・そら・たいよう）隔月1回（にじ・そら／たいよう）講師：中井先生

◇保健関係 内科検診 年2回（6月、2月） 歯科検診 年1回（9月）

## ◇その他

- ・入園式は行いません。
- ・遠足の日はお弁当の準備をお願いします。（つきぐみ以上）
- ・母の日、父の日は行事として設けません。
- ・行事で公園を使用する際は全て使用届を提出しています。

# 保育園の1日 ~デイリープログラム~

★登園は9時までにお願いします。遅れる場合は必ず連絡をお願いします。

【はなぐみ(0歳～1歳)】

- ・発達に個人差がありますので一人ひとりに合わせた保育を行います。

【ほしぐみ(1歳～2歳)・つきぐみ(2歳～3歳)】

- ・排泄、喫食状況などは個人別連絡帳でお知らせします。

(個人別の連絡帳はつきぐみの満3歳以降は希望制になります。)

※デイリーはあくまで目安です。発達状況に合わせて時間や内容は変動します。

7:15	開園 順次登園 視診・検温  朝の自由遊び (異年齢遊び)	登園時にウェルキッズで 「登園の記録」をお願いします。朝の準備をして 健康状態の把握・連絡事項を職員に伝えてください。 (連絡帳を忘れずに入力してください。) 異年齢で朝の遊びを行います。 (コーナー保育・外遊び)
9:00	おやつ・朝の集まり	午前のおやつを食べて朝の集まりを行います。 (つきぐみは年度内に午前おやつが終了します。)
9:30	課題保育	天気の良い日は園外・園庭で遊びます。 (夏場は水遊びを行います。)
10:30～ 11:00～ 11:30	午前食 昼食	「食への意欲」「食べることを楽しむ」ことを 大切にしてみんなで昼食をいただきます。
12:00～	午睡(睡眠チェック)	安心した雰囲気の中で昼寝をします。 (全年齢睡眠チェック実施) おいしい食事、おやつをいただきます
14:30～ 15:00～ 15:30～	午後食 おやつ 午後の遊び	ゆったりと室内で遊びながら迎えを待ちます。 (コーナー保育)
18:15 (延長保育)	順次降園	ウェルキッズで「降園記録」をして帰りの準備を お願いします。 降園時1日の様子をお伝えします。 (連絡ボード・レターBOXもご確認下さい。)
19:15	保育終了	

【にじ・そら・たいようぐみ(3歳~6歳)】

★登園は9時までにお願いします。遅れる場合は必ず連絡をお願いします。

7：15	開園 順次登園 視診 朝の自由遊び	登園時にウェルキッズで「登園の記録」をお願いします。 朝の準備をして健康状態の把握・連絡事項を職員に伝えてください。 コーナー保育・外遊びをします。
9：00	朝の会	朝の会を行います。
9：30	課題保育	季節・子どもの発達に合わせて幅広い活動を行います。 (コーナー遊び・園外散歩・園庭遊び・運動遊び・アート活動等) (夏場はどろんこ遊び・水遊びを行います。)
12：00	昼食  うがい	みんなで食べる楽しさを大切にして昼食をいただきます。
12：45	午睡 (睡眠チェック)	昼寝をします。(年長児は就学に向けて少しずつ昼寝の時間を減らします。他の子も眠くない子は無理に昼寝をさせず休息の時間、ゆっくり過ごす時間とします。)
15：00	おやつ	おやつをいただきます。
15：30	帰りの会	当番さんが中心となり行います。
16：00	午後の遊び	自分で活動を選択します。 (コーナー遊び・園庭遊び)
18：15 (延長保育)	順次降園 通常保育終了	ウェルキッズで「降園記録」をして帰りの準備をお願いします。 降園時1日の様子をお伝えします。 (連絡ボード・レターボックスもご確認ください。)
19：15	保育終了	